2025年５月23日

但東地域 区長 各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊岡市長　門間雄司

災害時の区内被害状況の取りまとめについて（ご依頼）

　毎年、全国的に局地的な豪雨・土砂崩れや地震などの災害が多発し、本市においても被害が心配されるところです。これらの災害に対して、自助、共助、公助を結集し、万全の備えをしなければなりません。

　一方で、市民の皆さんが浸水、土砂崩れなどで被害を受けたときには、災害廃棄物の回収、罹災証明の早期発行など、一日も早い復旧に向けて迅速な被害状況の把握が必要です。

つきましては、貴区内で災害による被害が発生した際には、下記のとおり被害状況の報告（ＦＡＸでも可）をお願いします。

記

１　報告書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 報告内容 | お問合せ先 | 提出先  （FAX番号） |
| 様式１ | 家屋被害 | 但東振興局市民福祉課  TEL 21-9033  tantou-shimin@city.toyooka.lg.jp | 但東振興局  FAX 54-1005 |
| 衛生薬剤 |
| 様式２ | 農林水産被害 | 但東振興局地域振興課  TEL 21-9032  tantou-chiiki@city.toyooka.lg.jp |
| 道路・河川・土砂災害等 |
| 様式３ | 災害廃棄物  地区の集積場所 | 但東振興局市民福祉課  TEL 21-9033  tantou-shimin@city.toyooka.lg.jp |

※提出には、**必ず位置図を添付**してください。（同封の白地図をご利用ください。）位置図には、上記様式に記入した被災箇所の№を○印で囲ってください。

※可能であれば、写真も添付してください。

２　提出期限

　　速やかに報告をお願いします。提出された報告書をもとに調査を実施します。

　　報告後に発見された被害箇所があるときは、その都度、被害報告書の提出お願いします。

３　その他

様式１の家屋被害については、浸水や倒壊等により、区内の家屋の大部分が被災された場合、その旨の報告のみで結構です。  
　様式３については、家屋被害があり、区が臨時に災害廃棄物の集積所を指定した場合に報告してください。

【問合せ先】但東振興局 地域振興課

木下・北村 ℡21-9032